

(三) 所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 デイケアセンター善

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 通所リハビリテーション

三 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社フジカワ薬局

所在地 伊万里市山代町久原二千八百十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 鳴石薬局

所在地 伊万里市山代町峰六千五百四十五番地三十五

サービスの種類 居宅療養管理指導

●佐賀県告示第四百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二番九号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アイリスケアセンターさが

所在地 佐賀市鍋島三丁目十四番二十八号

サービスの種類 福祉用具貸与

二 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人元生會

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名称 医療法人元生會脇山内科

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

サービスの種類 訪問看護及び居宅療養管理指導

イ 名称 デイサービスセンターこはる園

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスまんてん茶屋

所在地 唐津市元石町六番地の七

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二番九号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アイリスケアセンター鳥栖

所在地 鳥栖市本町千三百七十六番地一

サービスの種類 訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター善

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 通所介護

六 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社フジカワ薬局

所在地 伊万里市山代町久原二千八百十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 鳴石薬局

所在地 伊万里市山代町楠久九百二十六番地四

サービスの種類 居宅療養管理指導

七 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ポラリス

所在地 三養基郡中原町大字原古賀六千七百十五番地イ

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ポラリス

所在地 三養基郡中原町大字原古賀六千七百十五番地イ

サービスの種類 訪問介護

●佐賀県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人元生會

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 脇山内科居宅介護支援事業所

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

二 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家

所在地 佐賀市東佐賀町十六番二号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ふくしの家マネージメントサービス

所在地 佐賀市東佐賀町十六番二号

●佐賀県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十六年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅介護事業

名称	所在地	変更年月日
新 誠心堂薬局寿通り店	伊万里市新天町六〇一番地三	平成一六・三・一
旧 誠心堂薬局		

二 居宅介護支援事業

名称	所在地	変更年月日
新 誠心堂薬局寿通り店	伊万里市新天町六〇一番地三	平成一六・三・一
旧 誠心堂薬局		

●佐賀県告示第四百五十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と鉄道との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、鹿島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄土木事務所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
江福川水系	右左岸堤防	鹿島市大字飯田字江福	鹿島土木事務所
江福川	(函渠)	捌甲四五〇九番六	

二 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 石原 進
住所 福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号

三 管理の内容

函渠のうち渡河機能を有する部分の維持、修繕、災害復旧等

四 管理の期間

平成十六年六月十四日から鉄道の存続する日まで

●佐賀県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年六月二十三日から平成十六年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		区 域	
	区 間	変更前の別	幅員	延長
武雄多久線	多久市多久町二一九二番三地先から多久市多久町一七六八番一〇地先まで	後	二二三・五	二〇〇・八
	多久市多久町二一九二番三地先から多久市多久町一七六八番一〇地先まで	前	二二三・八	二〇一・三

●佐賀県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

道路の種類及び路線名 県道 久留米基山筑紫野線		道路の種別 区間 鳥栖市真木町字赤江一〇五六番一地从先から 鳥栖市轟木町字三本松一七六〇番四地先まで 鳥栖市真木町字赤江一〇五六番一地从先から 鳥栖市轟木町字三本松一七六〇番四地先まで		変更前後の別 幅員 メートル 延長 メートル 前 二八・〇 一四・〇 三、〇八八・八 後 四二・五 一四・〇 三、〇三一・六		道路の種別 区域 佐賀県知事 古川 康 平成十六年六月二十三日		●佐賀県告示第四百五十七号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その区域を表示した図面は、平成十六年六月二十三日から平成十六年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年六月二十三日 佐賀県知事 古川 康		路線名 供用開始の区間 供用開始の期日 県道 武雄多久線 多久市多久町二一九二番三地从先から 多久市多久町一七六八番一〇地先まで 平成一六・六・二三 佐賀県知事 古川 康		●佐賀県告示第四百五十八号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。 その区間を表示した図面は、平成十六年六月二十三日から平成十六年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年六月二十三日 佐賀県知事 古川 康		●佐賀県告示第四百五十九号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その区域を表示した図面は、平成十六年六月二十三日から平成十六年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年六月二十三日 佐賀県知事 古川 康		路線名 供用開始の区間 供用開始の期日 県道 久留米基山筑紫野線 鳥栖市真木町字赤江一〇五六番一地从先から 鳥栖市轟木町字三本松一七六〇番四地先まで 平成一六・六・二三	
-------------------------------	--	---	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前後の別		幅員メートル		延長メートル	
		後	前	後	前	後	前
一般国道 四九八号	武雄市橋町大字菅原字一本揪四九〇 一 番一 地先から 武雄市橋町大字片白字二俣四五七番 地先まで	後 五八・四	前 一四・二	後 五二六・二	前 一四・二	後 五二六・八	前 一四・二
県道 武雄福富線	武雄市橋町大字菅原字一本揪四九〇 五 番二 地先から	後 二八・八	前 二八・八	後 二九一・〇	前 二八・八	後 二九一・〇	前 二八・八
	武雄市橋町大字菅原字鳴瀬四六六五 番一 地先まで 武雄市橋町大字菅原字札ノ元四九三 三 番一 地先から 武雄市橋町大字菅原字鳴瀬四六六五 番一 地先まで	後 九・二	前 九・二	後 二七五・七	前 九・八	後 二七五・七	前 九・八

●佐賀県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年六月二十三日から平成十六年七月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市橋町大字菅原字一本揪四九〇一 番一 地先から 武雄市橋町大字片白字二俣四五七番地先まで	平成一六・六・二三
県道 武雄福富線	武雄市橋町大字菅原字札ノ元四九一五 番二 地先から 武雄市橋町大字菅原字鳴瀬四六六五 番一 地先まで	平成一六・六・二三

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年8月4日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあつた年月日 平成16年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人伊万里湾小型船安全協会
 - (2) 代表者の氏名 松園作好
 - (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県伊万里市黒川町福田20番地
 - (4) 定款に記載された目的 この法人は、伊万里湾の環境保全と伊万里湾海域でレジャーとして運航

<p>する全ての小型船舶に対して安全運航の指導及び水難救済活動に関する事業を行い、小型船舶の利用者及び地域社会に貢献することを目的とする。</p> <p>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。</p> <p>平成16年6月23日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者 氏名又は名称	住所	有効期限		
佐賀県肥第693号	混合有機質肥料	6-6混合有機質肥料	窒素全量6.0% りん酸全量6.0%		理研農産化工株式会社	佐賀市大財北町2番1号	平成19年6月8日		
佐賀県肥第696号	混合有機質肥料	理研アール肥料7-5	窒素全量7.0% りん酸全量5.0%		"	"	平成19年6月11日		
<p>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成16年6月23日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>平成16年2月分</p>									
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考				
普通肥料	理研農産化工株式会社	混合有機H	分析項目	検査項目	保証票検査項目	その他の検査			
			主成分-TN, TP	なし	なし				
<p>注 主成分の略号は、次のとおりである。</p> <p>TN-窒素全量、AN-アンモニウム性窒素、TP-りん酸全量、CP-可溶性りん酸、SP-可溶性りん酸、WP-水溶性りん酸、TK-加里全量、WK-水溶性加里</p> <p>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成16年6月23日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>平成16年2月分</p>									
特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名称(及び商品名)	検査の結果		備考				
たい肥	クロレラ工業株式会社	サニー有機	TN (%)	TP (%)	TK (%)	水分 (%)	その他検査		
			5.50	8.35	3.05	23.0			
<p>注 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。</p> <p>TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、水分-水分含有量</p> <p>2 分析値は、原則として乾燥処理をしていない現物当たりの数値である。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為</p>									

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
伊万里市黒川町福田字米島1114番4、1114番5、1115番3、1116番、1119番4、1119番5及び1121番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊万里市立花町1355番地1
伊万里市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡基山町大字園部字開田1672番3、1675番2、1675番3、1681番2及び1681番ロ
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市萱方町218番地22
江島由恵
江島裕章
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）牛鬼谷地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- 平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）牛鬼谷地区の計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年6月24日から平成16年7月22日まで
- 3 縦覧の場所
武雄市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）深浦下地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）深浦下地区の計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年6月24日から平成16年7月22日まで
- 3 縦覧の場所
有明町役場

県営土地改良事業（ため池等整備）諸浦地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）諸浦地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成16年6月24日から平成16年7月22日まで
- 3 縦覧の場所
玄海町役場

鳥栖市長 牟田 秀敏から協議のあった鳥栖市営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）藤木地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成16年6月23日

- 1 縦覧に供する書類
鳥栖市営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）
藤木地区計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年6月24日から平成16年7月22日まで
- 3 縦覧の場所
鳥栖市役所

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2	唐津市町田三丁目1681番2	平成16.6.9	6.00～6.02	24.65

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為される衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定の変更をした旨、脊振村選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年六月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

施 設 の 名 称	変 更 事 項	新	旧
脊振山麓習遊館	施設の名称	脊振山麓習遊館	脊振小学校久保山分校
鳥羽院山荘	施設の名称	鳥羽院山荘	脊振小学校鳥羽分校

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十六年六月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一日時 平成十六年六月二十四日 午前十時三十分

二 場所 佐賀県庁(正庁)

三 議題

(一) 第二十回参議院議員通常選挙について

(二) その他

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十二号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀市の項を次のように改める。

佐賀市	本庁	議会事務局	事務局長 副局長 次長
		市長部局(出納室を含む。)	部長 理事 副部长 副理事 課長 合併対策室長 出納室長 総務課副課長(法規審)

出先機関	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	農林委員会事務局	福祉事務所	環境センター	青少年センター	幼稚園	図書館	小学校	中学校
	事務局長	教育長 教育部長 理事 教育副部长 課長 教育総務課副課長(人事担当に限る。) 人事係長	事務局長 副局長	事務局長 副局長	所長	所長	園長	館長 副館長	校長 教頭	校長 教頭

別表の千代田町の本庁の町長部局の項中「課長 企画相談室長」を「課長」に改め、同表の中原町の本庁の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育課長」に改め、同表の三根町の本庁の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育課長」に改め、同表の牛津町の本庁の町長部局の項中「課長」を「課長室長」に改め、同表の牛津町の本庁の教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 課長」に改め、同表の牛津町の出先機関の項中

査担当に限る。) 人事課副

課長 財政課副課長(予算担

当に限る。) 秘書係長 文

書係長 人事係長 給与係長

人材育成係長

教育長 教育部長 理事 教

育副部长 課長 教育総務課

副課長(人事担当に限る。)

人事係長

事務局長

事務局長 副局長

所長 副所長 課長

所長

所長

園長

館長 副館長

校長 教頭

校長 教頭

校長 教頭

庁の町長部局の項中「企画開発室長」を「会計室長」に改め、同表の江北町の
 本庁の教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長」に改め、同表の江北町
 の出先機関の項中

小学校	校長 教頭	を
-----	----------	---

総合保健福祉センター	施設長	に改め、同表の江北町の本
小学校	校長 教頭	

小学校	校長 教頭	を
-----	----------	---

幼児教育センター	所長	に改め、同表中「共立病院
小学校	校長 教頭	

組合」を「富士大和温泉病院組合」に改め、同表中

佐賀地区 広域市町 村圏組合	執行機関	事務局長 総務課長
佐賀中部 広域連合	執行機関	

事務局長 副局長 課長
 総務課副課長（人事担当に
 限る。）

佐賀中部 広域連合	執行機関	事務局長 副局長 課長 総務課副課長（人事担当に 限る。）

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)